

第3次救急医療体制の強化について

【愛知県重症外傷センター指定制度創設に向けた試行について】

1 指定制度創設の目的

救命救急センターの更なる機能強化、質の向上の取り組みとして、救命救急センターの中から「重症外傷センター」を指定し、重症外傷患者を集約化することにより、外傷外科医のスキル及び外傷治療レベルの向上を図り、重症外傷患者の予後の改善、救命率の向上に繋げる。

2 経緯

(1) 救急現場の医師からの提案

救命救急センターの増加及び交通事故減少の影響により、救命救急医1人が経験できる重度外傷の頻度が減少し、救命救急センターの質とともに医師個人の医療の質の低下を招きかねない状況にあるため、県が重度外傷専門のセンターを指定する制度を創設する。

(2) 検討体制

ア 愛知県救急医療協議会

目的：第3次救急医療体制の充実と医療機関相互の連携による救急医療の円滑な提供体制の構築

構成員：救命救急センター長、愛知県医師会、愛知県病院協会

イ 愛知県重症外傷センター研究会

愛知県救急医療協議会に設置した協議体

構成員：重症外傷センター試行を希望する10病院、愛知県医師会

(3) 検討状況

	5事業等推進部会	救急医療協議会	重症外傷センター研究会
2019年 10月1日		R1 第1回協議会 ・制度創設を提案	
2020年 2月3日		R1 第2回協議会 ・制度創設の承認	
9月2日		R2 第1回協議会 ・試行運用実施を決定	
11月24日	R2 第1回部会(書面) ・関係者を委員とし詳細な計画を検討すべき		
2021年 2月10日		R2 第2回協議会 ・試行運用延期を決定 ・重症外傷センター研究会設置を決定	
2022年 1月17日			試行時の機能基準(案)を決定
3月10日	R3 第2回部会(書面) ・検討状況を報告		
4月19日		R4 第1回協議会 ・試行候補病院を決定	
9月7日			・試行方法を了承 ・検証方法を概ね了承
9月13日		R4 第2回協議会 ・試行方法を決定	

3 試行時における愛知県重症外傷センター（仮称）の機能基準

(1) 検討状況

令和3年度第1回愛知県重症外傷センター研究会（2022年1月17日開催）において、事務局提示案（たたき台）を基に関係者間で協議。

参加者：試行を希望する10病院※1、愛知県医師会理事（救急医療協議会会長）

※1 愛知医科大学病院、小牧市民病院、中京病院、豊橋市民病院、名古屋医療センター、名古屋掖済会病院、名古屋市立大学病院、日赤愛知医療センター名古屋第二病院、半田市立半田病院、藤田医科大学病院（50音順）

(2) 機能基準（試行時）

医療体制	○日本外傷学会が認定する外傷専門医が1名以上常勤として勤務していること。 ○外傷診療及び手術に対応可能な医師が24時間体制で院内に常駐し、緊急コールから5分以内に初療室に参集できること。 ○消防からの要請に応じて医師を現場に派遣する体制が確保されていること。 ○外傷初期看護セミナー等受講済の看護師が配置されていること。
病床確保	○重症外傷受け入れのための救急専用病床及び集中治療室を有しており、常時、重症外傷入院患者を受け入れるための空床が確保されていること。
検査・処置	○24時間365日、重症外傷患者に対する緊急時の諸検査（CT・MRIを含む。）の対応が可能なこと。 ○MTP（大量輸血プロトコル）発動の基準を有していること。
手術・TAE	○24時間365日、重症外傷患者に対する全身麻酔下における緊急手術及び動脈塞栓術（TAE）の対応が可能なこと。
診療のバックアップ	○他の救急医療機関で初期治療を行った重症外傷患者の受入れが可能なこと。
事例の検証	○受入患者の症例を検証する体制が整っていること。

注）主な項目を抜粋。機能基準全文は参考資料3参照

(3) 充足調査の結果

○試行を希望する10病院を対象に、上記機能基準の充足調査を実施。

○調査の結果、2021年12月31日時点で全ての機能基準を満たしていたのは、

・名古屋掖済会病院

・愛知医科大学病院

の2病院であった。

（充足調査の結果については、参考資料4を参照。）

4 愛知県重症外傷センター（仮称）の試行方法（案）

愛知県救急医療協議会・愛知県重症外傷センター研究会における協議結果を踏まえ、以下のとおり試行運用を実施する。

（1）試行病院

- ・名古屋掖済会病院（名古屋市中川区松年町4-66）
- ・愛知医科大学病院（長久手市岩作雁又1-1）

（2）試行実施地域

以下の消防機関が管轄する地域

名古屋市：名古屋市消防局

海部地区：津島市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、海部東部消防本部、海部南部消防本部

尾張東部地区：瀬戸市消防本部、尾張旭市消防本部、尾三消防本部

（3）傷病者を試行病院に搬送するルール

試行病院等医療関係者及び上記関係消防本部との協議結果を踏まえ、試行運用時における搬送ルールを以下のとおりとする。

- ① 重症度・緊急度が高く生命に危険のある外傷患者について、**まずは直近の救命救急センターに受入を要請**する。
- ② ①の救命救急センターが**受入困難な場合に、試行病院のいずれかに搬送**する。

<関係者に提示する搬送ルール>

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」※2の「重症度・緊急度が高い外傷」のうち、ショック症状を伴うロード&ゴー症例※3について、「医療機関リスト4」の「外傷対応医療機関」の中から搬送時間が短い対応可能な医療機関を優先し受入れを要請するが、当該医療機関が受け入れ不能であった場合、試行病院に搬送する。

※2 平成21年改正消防法に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定することが県に義務付けられた。本県では、県内の消防機関及び医療機関関係者等で構成する「愛知県救急搬送対策協議会」の意見を踏まえ、平成23年12月に実施基準を策定（令和4年3月最終改正）。

※3 生命に危険が差し迫っている、もしくは潜在的に生命の危険が無視できない傷病者に対して、迅速な車内収容と高度な医療機関への搬送に取り掛かる。

（4）試行開始時期及び試行期間

2023年1月（予定）から1年間程度（検証結果等により延長する場合あり）

（5）試行運用における留意事項

- 試行病院は、消防機関から対象傷病者の受入れ要請があった場合は、必ず当該患者を受け入れること。
- 各消防本部が試行病院のうち搬送時間の短い試行病院を選び搬送する。
- 試行実施地域以外の消防本部が、搬送距離や搬送時間を考慮した上で対象傷病者を試行病院に搬送することは可能。

（6）各消防機関への依頼

県保健医療局及び県防災安全局から、各消防本部に依頼文を発出する。

5 試行結果の検証方法（案）

試行運用期間における治療実績等を検証するため、検証機関を設置し、効果検証を実施していく。

なお、検証内容等については、愛知県救急医療協議会で今後詳細を決定していく。

（1）検証実施機関

愛知県重症外傷センター研究会

検証委員：愛知県重症外傷センター研究会の構成員。

必要に応じて日本外傷学会等から第三者委員にも参加いただく

（2）検証対象医療機関

愛知県重症外傷センター研究会参加医療機関（試行2病院、試行希望8病院）

（3）検証内容

- ・予測生存率を計算し対象患者の予後実態を比較
- ・対象患者受入の状況 等

6 今後の主なスケジュール（予定）

2022年12月	・愛知県救急搬送対策協議会に説明 ・各消防機関へ依頼文を発出
2023年1月	・試行運用開始（検証開始）
2023年9月頃	・第1回検証会開催（検証対象期間2023年1月～6月）
2024年4月頃	・第2回検証会開催（検証対象期間2023年7月～12月）
	（必要に応じて試行運用期間を延長）
2024年5月以降	・検証結果等を踏まえた機能基準・搬送ルールの見直し ・重症外傷センター（仮称）の運用方法の決定及び指定